



発行人/林 房吉
 発行所/特定非営利活動法人
 千葉県介護支援専門員協議会
 〒260-0026
 千葉市中央区千葉港4-3
 千葉県社会福祉センター 3階
 TEL 043-204-3631
 FAX 043-204-3632

2021年秋
 (通巻87号)

ちばケアマネ通信

2021年10月発行

URL <https://www.chiba-cmc.com/>

今さら聞けないシリーズ ~お金にまつわるあれこれ~第3回 (全4回) 負担限度額認定・高額介護サービス費について

広報委員長 前島 敦子

<はじめに>

「今さら聞けない」シリーズの3回目は、負担限度額認定・高額介護サービス費についての内容です。負担限度額認定は、令和3年8月から、所得要件と資産要件の基準の見直し、食費負担額の見直しが行われました。高額介護サービス費についても、負担上限額の見直しが行われたため、併せて確認をしていきたいと思えます。

【負担限度額認定】

介護保険施設（介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院）やショートステイ（短期入所生活介護、短期入所療養介護）を利用する方の食費・居住費は、利用者による負担が原則となりますが、低所得の方については負担を軽減するため一定額に抑えて、食費・居住費と一定額の差額を保険給付（補足給付）する制度です。

基本的に、補足給付は市町村民税が非課税の方（同一世帯全員）が対象となります。しかし、一定額以上の収入や預貯金等がある方は対象外となります。令和3年8月からは、預貯金等の認定要件が変更されました。また、在宅で生活している方との食費・居住費にかかる負担の公平性を図るため、施設で生活している方の食費の負担額も変更になっています。

補足給付の認定を受けるためには申請が必要となりますので、書類を揃えて保険者の窓口で手続きを行います。月の途中で申請した場合でも、申請を受け付けた月の1日から該当することになりますので、利用している施設には、申請したことについて伝えておいた方が利用料の支払いはスムーズになります。

【事例】特別養護老人ホームに入所中のAさん

令和3年7月までは、第三段階と認定され助成を受けていました。し

《負担限度額認定の基準》

利用者負担段階	令和3年7月まで	令和3年8月から
第一段階	・世帯全員が市民税非課税、老齢年金受給者	・世帯全員が市民税非課税、老齢年金受給者 ・生活保護受給者
第二段階	・世帯全員が市民税非課税の方で、その他の合計所得金額と年金収入額の合計が80万円以下	・世帯全員が市民税非課税の方で、その他の合計所得金額と年金収入額の合計が80万円以下
第三段階(1)	・世帯全員が市民税非課税の方で、その他の合計所得金額と年金収入額の合計が80万円を超える方	・世帯全員が市民税非課税の方で、その他の合計所得金額と年金収入額の合計が80万円から120万円以下の方
第三段階(2) 新設		・世帯全員が市民税非課税の方で、その他の合計が120万円を超える方

※年金収入額（前年）は、遺族年金、障害年金等の非課税年金を含みます。
 ※第2号被保険者（65歳未満）の方の資産要件は、単身:1,000万円（夫婦:2,000万円）以下となります。
 ※預貯金等に含まれるもの:預貯金（普通・定期）、有価証券（株式、国債等）、金・銀など時価評価額が容易に把握できる貴金属、投資信託、現金→通帳や口座残高等の写しで確認
 ※預貯金等に含まれないもの:生命保険、自動車、宝石など時価評価額の把握が難しい貴金属、絵画、家財など
 ※認定後に資産が表の金額を超えた場合は対象外となります。
 ※負債（借入金や住宅ローン）などは、預貯金等の額から差し引いて計算します。

《食費の自己負担額(1日当たり)》

利用者負担段階	令和3年7月まで	令和3年8月から	
		施設入所者	ショートステイ利用者
第一段階	300円	300円	300円
第二段階	390円	390円	600円
第三段階(1)	650円	650円	1,000円
第三段階(2)		1,360円	1,300円

※食費の基準費用額は、1,390円→1,445円（日額）に変更されました。
 ※自己負担額を超えた分については、各保険者から施設に支払われます。

しかし、令和3年8月からは第三段階（1）には該当しましたが、預貯金額が560万円あったため、認定されませんでした。その後、預貯金額が550万円以下となったため、再度申請をすると、受理された月より認定されることになりました。

毎年、前年の所得等が確定し、8月より1年間の負担限度額が認定されることにはなりますが、翌年の認定を待たなくても、認定要件等が該当する場合には、再度申請をすれば認定を受けることが可能になります。

再度申請する場合にも、通帳等の写しを保険者に提出して確認してもらいます。その際、必要に応じて保険者が金融機関等に照会を行うこともあります。該当する金額まで出金する等をして不正受給をした場合は、それまでに受けた給付額に加えて、最大2倍の加算金を保険者から請求される場合もありますので、ご注意ください。

【高額介護サービス費】

在宅や施設において介護保険のサービスを利用した場合には、自己負担割合に応じた利用料を支払うこととなります。しかし、1か月に支払った利用者負担の合計が高額になった場合には、生活に影響を及ぼす可能性もあるため、所得に応じて負担額の上限が決められており、上限を超えて支払った場合には、保険者から払い戻しされる制度です。

《食費の自己負担額(1日当たり)》

利用者区分	令和3年7月までの上限	令和3年8月からの上限
(新) 課税所得 690万円 (年収約1,160万円) 以上	44,000円(世帯)	140,100円(世帯)
(新) 課税所得 380~690万円 (年収約770~1,160万円) 未満	44,000円(世帯)	93,000円(世帯)
市町村民税課税、課税所得 380万円 (年収約770万円) 未満	44,000円(世帯)	44,000円(世帯)
世帯全員が市民税非課税	24,600円(世帯)	24,600円(世帯)
世帯全員が市民税非課税 前年の公的年金等収入金額 + その他の合計所得金額の合計が 80万円以下の方等	24,600円(世帯) 15,000円(個人)	24,600円(世帯) 15,000円(個人)
生活保護を受給している方等	15,000円(世帯)	15,000円(世帯)

※介護保険サービスを受けた月の属する年の前年の12月31日現在において世帯主であり、同日において同一世帯に合計所得金額が38万円以下の19歳未満の者（控除対象者）がいる場合には、課税所得から控除する（16歳未満の控除対象者の人数×33万円・16~19歳未満の控除対象者の人数×12万円）。
 ※福祉用具購入費や住宅改修費、食費・居住費などの実費負担は含まれません。
 ※保険者から、支払った金額や助成される金額が記載された書類が送られてくるため内容を確認して手続きをする必要があります。

<おわりに>

基本的には、負担限度額認定、高額介護サービス費どちらの制度も保険者に申請の手続きを行う必要があります（高額介護サービス費は、該当者に保険者から申請書が送付される場合もあります）。世帯の収入等に関わる内容となるため詳しい金額等については把握が難しい場合もあるとは思いますが、このような制度があることの説明や、活用できるように支援することは私たちケアマネジャーの大切な役割にもなります。担当している利用者が該当すると思われる場合には、厚労省や保険者が出しているパンフレット等を活用したり、詳しいことについては、市町村の担当者に聞いてみることも大切だと思います。

全国大会 in 山口に参加して 初めてのオンライン開催

事務局長 船津 良

テーマ「対人援助の本質を問う!～「原点回帰」2040年を見据えたケアマネジメントとは～」

毎年1回、全国の介護支援専門員が集う「全国大会」が、今年度初めてオンラインで開催されましたので、ちょっとだけお伝えします!!

令和3年8月28日～29日の2日間において「第15回全国大会 in 山口」が山口県（山口市：KDDI 維新ホール、中国ブロック合同）で開催されました。山口県内の方は会場にて、他県の方は全てオンラインでの参加となりました。全国から1,065名（全ての都道府県からの参加は大会初!!）のケアマネジャーが参加したとのこと。



大会1日目記念講演の様子

1日目の基調講演では令和3年度の法改正の内容について国の立場から詳しく説明があり、記念講演では新人のケアマネと、ベテランのケアマネで同じ内容の電話を受けた時の違いについてビデオを元に解説していただきました。2日目の教育講演ではケアマネジメントの在り方を医師の視点から貴重なお話をいただき、たくさんの気づきを得た実りのある2日間となりました。

少し残念だったのが2日目の分科会。オンライン参加者は第1分科会しか参加できませんでした。ところが！大会後から9月末までの間、他の分科会も含めたそれぞれの大会模様が視聴できるようになっていました。“見逃し配信”ができるのはオンラインの“良さ”です。

大会1日目

- 基調講演 厚生労働省老健局 認知症施策・地域介護推進課 課長 笹子 宗一郎氏
- 記念講演 日本女子大学 名誉教授 渡部 律子氏
「対人援助の本質を問う!」～原点回帰～
- シンポジウム 「あと一歩進むために」
- お楽しみ抽選会 豪華賞品多数!!

大会2日目

- 分科会 4分科会にわかれて研究事例発表
- 教育講演 一般社団法人 広島県介護支援専門員協会
会長 落久保 裕之氏

医療・介護連携による
ベストエフォート型ケアマネジメントの構築
～2040年に向け、誰もが納得できる支援のために～
次回開催地 宮崎県で開催予定です。
日程：2022年6月4日（土）・5日（日）

初のオンラインでの大会でしたが、終始スムーズに進行され、オンラインならではのカメラワークにより、飽きることなく研修に集中することができました。さらには、随所に紹介された山口県や次期開催県である宮崎県を紹介する美しい映像。。。。。

現地に出向かなければ感じない“良さ”もありますが、この大会は、昨今叫ばれている「オンライン」ならではの“良さ”を実感できた大会となりました。来年は宮崎県です。コロナの状況がどうなっているのか全くわかりません。しかしどのような実施方法であっても「全国大会」に参加することは、日常とは違う雰囲気や、多くの学びが得られると思います。機会があれば皆様もぜひ参加してみてください。

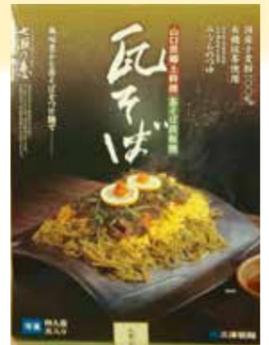
もしかすると“ちょっと良いこと”があるかもしれませんよ（笑）



事務局

ちょっと“良い”こと

1日目の最後に始まったお楽しみ抽選会。漫才のような進行を楽しんでいると奇跡が起きました！なんと千葉県から1名の当選者が出ました！！本誌担当の広報委員長が見事「瓦そば」をゲットしたのです！！「当選者は千葉県の〇〇〇〇さんです!!」って呼ばれてびっくり！



写真提供：山口県介護支援専門員協会

習志野市介護支援専門員連絡会

会長 荒木 時元



○習志野市について

習志野市は千葉県の北西部に位置し、千葉市、船橋市、八千代市に隣接し、南は東京湾に面しています。明日のハーモニーが響くまち、の市キャッチフレーズ通り、習志野高校を始め市内各学校では音楽活動が盛んで、東京まで快速で約30分の立地でありながら、自然と街がコンパクトに融和して

良い街です。主要駅であるJR津田沼駅南口は近年の再開発により若い世代の人口が増えている一方、埋立地に建設された集合住宅やその周辺では、急速に高齢化が進み医療や介護を始め、様々な課題に直面しています。市内は5圏域に分かれており、それぞれに高齢者相談センター（市内の包括支援センターの名称）が設置されています。

○連絡会について

当会は平成29年4月1日に発足しました。入会は、市内の事業所で勤務している介護支援専門員の資格を有する者としており、個人会員として現在97名の方が入会しています。会費は無しとし、研修等必要な時にその都度参加費を徴収しています。習志野市では、これまでケアマネジャーの職能団体がなく、個々ではその必要性を感じていたものの



中々立ち上げには至らない現状が続いていました。発足のきっかけは、市と三師会が中心となり始動した『習志野在宅医療・介護連携ネットワーク（あじさいネットワーク）』への参加の為でした。あじさいネットワーク内では、ケアマネジャーからの意見の発信や各団体との連携の強化を図りながら、在宅医療・介護の相談対応ガイドブック等の冊子の作成や研修・フォーラムの企画開催、入退院支援事業などに携わっています。活動としては、会単独として勉強会を年に一回開催や、年数回程度の役員会実施しか行っておりませんでした。また、令和2年からのコロナ禍

による活動制限の影響で役員間の会議も行われなかった状況でしたが、今年、千葉県介護支援専門員協議会にて行われた各地域の代表者連絡会にて、コロナ過でも工夫しながら活動を続けている各団体の現状を知り、反省すると同時に触発を受け、今年度からは役員体制も変更しオンラインを活用しながら積極的に活動を展開しています。

○今後について

大きな課題としては、発足当初から会員からのご要望が多い保険者とケアマネジャー同士の強固なパイプやクッション的な役割を果たすことです。

保険者である習志野市と良好な関係を築き、お互いの課題を一緒に考えながら、ケアマネジャーが資質向上する役割を連絡会が担う事になります。

また、コロナ禍で更に浮き彫りになった、災害時や緊急時の居宅介護支援事業所やケアマネジャー同士、横の繋がりが強化も急務と思っています。



これらの課題に向けて、連絡会が中心的な役割を果たせるようになるには、まだまだ力不足ではありますが、市内で働くケアマネジャーの皆さんにとって必要な存在となるように、また、次の若い世代がケアマネジャーを魅力的な仕事だと感じ仲間を増やす事ができるように、今後も会としての力をつけていながら地道に活動を続けたいと思います。

サポート委員会からのお知らせ

1. 「ケアマネスマートダイアリー 2022」 発刊しました!

今年も、当協議会が監修、発刊した「ケアマネスマートダイアリー 2022」を、会員の皆様は無償配布しました。「2022年版」は、持ち運びしやすいサイズ&たくさん書き込めるレイアウトや、切り取って使えるメモはそのままに。皆様のご意見をもとに、さらに使いやすくなっていますのでご利用ください!



①「月間予定」と「週間予定」が、月ごとにまとめて配置されました。

②手帳カバーに「ペンホルダー」が付きしました。

③スマホでもすぐに専用WEB

サイトが閲覧できるように、QRコードを掲載しました。

令和3年度報酬改定後の主なサービスの単位数については手帳に収録していますので、訪問先ですぐに活用できます。また、購入者特典の専用WEBサイトには関連法令や運営基準だけでなく、ビジネスで使える

時候の挨拶や昭和の主なきごとなど、役立つ資料が多数掲載されていて、いつでもダウンロードできます。

専用WEBサイトも、ぜひご利用ください!

2. 会員限定! 「Zoom活用研修会」のお誘い

日常業務や法定研修など、Zoomを活用する場面が今後ますます増えていくことが予想されるため、当協議会では、今年度も会員限定のZoom活用研修会を企画し、実施しています。

「A参加初級編」は終了、「B参加実践編」は開催中ですが、受付は終了しました。

今後は、Zoom会議を主催する(事務局を担当する)際に知っておきたい知識をまとめた「C応用編」を開催します。主催者(事務局)として知っておきたいZoom機能や、効果的に実施する方法を学んでみませんか。

表 Zoom活用研修会の構成イメージ

	ねらい・内容	開催時期※
A 参加初級編	入退室の仕方、名前の変更、ツールの理解などをZoomウェビナーにて解説します。講義のみなので、超初心者でも気軽に参加可能です。	終了
B 参加実践編	会議参加、研修受講に必要な基本的な操作について、Zoomミーティングを使い体験しながら学びます。	実施中 満席の為、受付終了
C 応用編 (主催者、事務局編)	Zoomを使った会議や研修を主催する場合(事務局)の操作や運営方法について、Zoomミーティングで学びます。	1月8日(土) 1月13日(木) (同一内容) 各60分程度

※詳細な日時や申込方法等は、同封のチラシをご確認ください

コロナ禍でのエピソード

ケアマネジメント業務の効率化としてICTの導入が推奨されている中、いち早く導入したのはケアマネジャーの私です!とりたいところですが、実際は利用者さんご夫婦でした。

コロナ禍で遠方のお子さんやお孫さんと会うことができない状態が続く、上肢の筋力低下から電話を持つことができなくなってしまい、声を聞くこともできない状態となってしまいました。

その中で、お子さんがプレゼントしてくださったのがAIアシスタントです。「〇〇(デバイスの愛称)、息子に電話をかけて」とデバイスに声をかけると、画面上に息子の顔が映り、お互い顔を見ながらお話しすることができます。テレビや電気をつけたり消したり、天気予報を聞いたり、ご夫婦で使いこなされています。AIアシスタントの導入によって表情も声も明るくなり、活気が戻ったように感じます。

お身体が不自由になった時に、サポートできる手段の一つとしてもICT化は有効であると感じ、ケアマネジャーとしても苦手意識をたえず知識をもつ必要があると思いました。

H.U

当会広報誌 「ちばケアマネ通信」に 広告を掲載しませんか?

1/4 ページ

5万円

1/8 ページ

3万円

※全てカラー広告

ご希望の方は、当会までご連絡ください

※広告内容については、審査がございます。

※このスペースは1/8ページです。

研修委員会からのお知らせ

研修委員長 杉田 勝

令和3年9月11日(土)第97回研修会をオンライン(Zoom ウェビナー方式)にて開催いたしました。今回のテーマは、令和3年介護保険制度において指定居宅介護支援事業の運営基準(第19条2)に位置づけられた、業務継続計画(BCP)の策定について348名(他県、非会員含む)の参加者の皆様と一緒に学ぶことができました。今回の講師は、千葉県介護支援専門員協議会 災害対策委員会の皆様より、3部構成に分け進行させて頂きました。第1部では「BCPとは」、第2部では「BCPの作成方法」、第3部では「まず何から始めるか」といった内容で開催させて頂き、厚生労働省老健局より発出されております業務継続ガイドライン(自然災害発生時・新型コロナウイルス感染症発生時)のマニュアルを通じて対応方法について確認するを行いました。受講後アンケート結果からも80%以上の方々から理解できたとの声も聞かれています。そして、多くの皆様からBCP策定に対して初めは戸惑いを持たれ受講をしましたが、BCPの説明を受けたことで直ぐにでも作り始めたい気持ちに変わったとの声もいただくことができました。令和

6年3月31日までの経過措置の間に作成しなければならないとされていますが、BCP策定に向けては人・物・環境・サービス、社会的責務・情報といった視点をもった計画づくりへとスタートして頂ければと思います。

BCP策定にあたっては、事業所や法人、地域など多くの方々と一緒に考えて行きながら、今自分たちに何ができるのかといったことも踏まえて作成していくことが非常に重要と感じております。今後も地域においてのBCP策定研修会なども開催されることを願い、第97回研修会のご報告とさせていただきたいと思っております。なお、次回(第98回)研修会は、令和3年12月18日(土)午後(オンライン方式)を予定しています。テーマは「ターミナルケアマネジメントに関すること」エンドオブライフケア協会認定ファシリテーター 相田里香(あいだりか)氏を講師としてお招きして開催予定です。詳細が決まり次第、当会HPにて案内します。



<https://www.pref.chiba.lg.jp/koufuku/kaigohoken/senmonin/kaigoshien/index.html>

のウェブページに通知文を掲載していますので、御参照ください。千葉県登録の方の臨時的取扱いについては、下記のとおりです。

資格を喪失しない取扱いの期間 有効期間満了日から2年間

対象者の有効期間満了日
令和2年2月25日～令和5年3月31日

延長される有効期間満了日
令和4年2月25日～令和7年3月31日

- (1) 再研修受講者、専門I未受講者又は主任介護支援専門員資格が令和2年2月25日～5月31日までに満了日を迎えた方は除きます。
- (2) 主任介護支援専門員資格保持者の場合は、上記の取扱いは介護支援専門員及び主任介護支援専門員双方の有効期間満了日が対象になります。
- (3) 臨時的取扱いを受けるにあたって、事前の手続きは必要ありません。
- (4) 研修修了後に更新手続きをする際に、「介護支援専門員証有効期間更新交付申請添付書」を併せて提出してください。
- (5) 更新後の介護支援専門員証の有効期間は、遡った本来の有効期間満了日から5年間であるため、次回の研修までの期間は短くなります。
- (6) 臨時的取扱い期間に実務未経験研修対象の方は再研修を受講することで、交付日から5年間の介護支援専門員証が発行されます。ただし、再研修を受講した方が臨時的取扱い期間に介護支援専門員の業務をしていた場合は本人・事業所ともに処分の対象となりますのでご注意ください。



介護支援専門員オンライン研修について

千葉県では介護支援専門員法定研修をオンライン研修で実施しています。受講に際しては、オンライン環境を整備していただき、受講中の注意事項を厳守していただきます。

また、修了要件・修了証明書発行についても一定の要件がありますので研修申込時には確認の上、お申し込みください。

詳細は、千葉県のホームページから

介護支援専門員オンライン研修について
千葉県: <https://www.pref.chiba.lg.jp/>

新型コロナウイルス感染症に係る介護支援専門員法定研修の臨時的な取扱いについて

千葉県では、新型コロナウイルス感染症の影響により、研修日程が延期になるなど、本来の資格更新の時期を過ぎてしまう介護支援専門員に対し、臨時的に資格を喪失しない取扱いをしています。

このたび、新型コロナウイルス感染症の感染拡大が長引いている現状から、下記のとおり、臨時的取扱い対象者を追加しましたのでお知らせします。

詳細は、「介護支援専門員資格をお持ちの方へ」



オンライン法定研修についてFAQ

- Q. 受講に必要な物は何ですか?**
- A.** インターネットに繋がるパソコン、カメラ(パソコン内蔵または外付けのもの)、ヘッドセットが必要です。また、受講の際は出来るだけ別室か静かな場所で受講をお願いしています。
- Q. スマートフォンやタブレットで受講できますか?**
- A.** 受講できません。講義等の資料共有やグループ演習を行うため、必ずパソコンで受講してください。
- Q. オンラインは慣れていないので不安です。**
- A.** 日頃からオンライン研修会に参加する等、慣れておく事をお勧めします。また、Zoomは無料でアカウントを取得できるので、職場や友人と試してみるのも良いと思います。法定研修では、接続テストも行っています。

介護保険に関するお問い合わせは
千葉県健康福祉部高齢者福祉課 介護保険制度班

☎ **043-223-2387**
FAX 043-227-0050

編集後記

ナイチンゲールを知らない人はいないと思いますが、ナイチンゲールの素晴らしさは戦場で負傷者等を献身的に看護したにとどまらず、その経験をもとに看護の原理を導き出した科学者でもあったことです。そのナイチンゲールが病人の看護で最も大事にしていたのが「換気」でした。今、コロナ対策で換気の大切さが叫ばれていますが、150年以上も前にナイチンゲールは目に見えない敵との戦いからその重要性を見抜いていました。ナイチンゲールはやはり偉大でした。

広報委員 福井 みさ江